1　申請者
おやじ東京 会長　脇山 幸之

2　行事名
「子どもを取り巻くメディアと情報について考える会」

3　実施日時
平成２２年８月２９日（日曜日）　午後１時３０分から午後４時３０分まで

4　実施場所
都民ホール

5　主催者等
主催　　おやじ東京
後援　　東京都教育委員会（申請中）

6　参加費
無料

7　承認理由
おやじ東京は、都内各地域のおやじの会有志が集い、子どもと家庭・地域に向き合おうとする「おやじ」（子どもをもつ父親が主であるが、青少年育成に関心のある地域の方なども含む）を応援し、各地の「おやじの会」を支援することを目的とした団体であり、各地の「おやじの会」のネットワーク作りを通じて、情報提供や相互交流の支援を行い、活き活きとした地域の「おやじ」集団づくりのために活動している団体である。
おやじ東京では、「おやじ」の在り方やこれからの厳しい社会で生きていく子どもたちに「おやじ」が伝えるべきこと及び子どもたちを取り巻く社会環境を安全で安心な環境に整えていく取組など、「おやじ」の役割と責任を啓発する取組等を続けている。
本事業は、インターネット・携帯電話で数多く流通する有害情報や子どもを性の対象とした漫画の氾濫などの、子ども・青少年を取り巻くメディアと情報について、おやじの会の会員のみならず広く子どもの保護者が、様々な立場の有識者等の話しを聞き、その現状について正確な知識を得て、問題認識、解決策などを一人ひとりが考える機会とし、その成果を広く青少年健全育成活動に活かしていくことを目的として開催するものである。
都においては、第 28 期東京都青少年問題協議会答申「メディア社会が拡がる中での青少年の健全育成について」を受け、インターネット・携帯電話の問題、児童を性の対象として取り扱うメディアについて、広く都民に現状を理解していただき、条例化等の具体的対策の検討を進めているところであり、本事業は、「事務取扱要領」第１第３項における共催名義の使用にふさわしいものである。
また、おやじ東京は反社会的な内容や私的利益の追求、宗教的・政治的目的を有していない団体と認められ、事務取扱要領第２第１項（１）から（３）までに該当しない。
よって、東京都の共催名義の使用を承認する。

8　共催内容
（案）２協定書のとおり

9　過去の共催実績
平成 16 年 3 月 18 日開催「おやじ東京第１回会議」（都民ホール）
平成 17 年 3 月 21 日開催「第２回おやじ東京全都大会・総会」（都民ホール）
平成 20 年 3 月 23 日開催「おやじ東京大会 2008」（都民ホール）
平成 22 年 4 月 25 日開催フォーラム おやじの会 IN TOKYO 2010「集え！子どもたちのために
今こそおやじの力を！」～おやじ東京大会 2010～

10　電子決定できない理由
添付する書類が紙でしか存在しない。

（案）１

２２青総青第　　号
平成２２年８月　　日

おやじ東京
会長　脇山　幸之　様

東京都知事　石原　慎太郎

行事の共催について（承認）

平成２２年７月３１日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり承認します。

記

１　共催を承認する行事

（１）行事名

「子どもを取り巻くメディアと情報について考える会」

（２）実施日時

平成２２年８月２９日（日曜日）　午後１時３０分から午後４時３０分まで

（３）実施場所

都民ホール

２　共催の内容

別紙協定書のとおり

（案）２

平成２２年　　月　　日

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
甲　東京都
代表者　東京都知事　石原　慎太郎

[redacted]
乙　おやじ東京
代表者　会長　脇山　幸之

（案）２

２２青総青第　　号

「子どもを取り巻くメディアと情報について考える会」共催協定書

東京都を甲とし、おやじ東京を乙とし、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、青少年の健全育成を目的として行う、「子どもを取り巻くメディアと情報について考える会」（以下「考える会」という。）を甲及び乙が共同して開催するために必要な事項を定める。

（実施内容）

第２条　「考える会」の実施内容は、別紙１の実施要綱に定めるとおりとする。

（業務分担）

第３条　「考える会」の業務分担は、別紙２に定めるとおりとする。

（経費の分担）

第４条　「考える会」の実施に要する経費は、別紙３の収支予算書に基づき乙が支出する。

（報告）

第５条　「考える会」が終了したときは、乙は速やかに事業報告書に収支決算書を添付して甲に提出する。

（協定の解除）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、甲はこの協定書を任意に解除することができる。

（１）甲において、公益上の見地から考える会を中止する必要が生じたとき。

（２）乙に「考える会」の執行上、甲の共催事業としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定に基づき、甲がこの協定を解除したため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

（印刷物の作成）

第７条　乙は、甲の共催名義を入れてポスター等の印刷物を作成する場合は、事前に原稿を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（協議）

第８条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

甲及び乙は、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

（別紙１）

実　施　要　綱

１　事業名　　「子どもを取り巻くメディアと情報について考える会」

２　趣　旨　　インターネット・携帯電話は各家庭に急速に普及し、今や子ども達にも広く浸透している。そこで流通するものの中には、危険を伴う情報や子ども・青少年には有害な情報も数多く流通しており、トラブルや事件が報じられている。

また、児童ポルノについては、個人が趣味で児童ポルノ映像を持つ「単純所持」は未だ法規制対象となっておらず、インターネット上では、誰でも児童ポルノに接することができるという指摘がある。さらに、法により販売が禁止される児童ポルノは、実在する児童を対象としたものであり、作画は対象とはならない。一方、子どもを対象とした性的行為をリアルに描き、青少年の健全な判断能力の形成を阻害するような漫画に対する規制がないため、自由に販売されており、青少年の閲覧・購入が可能となっている。

このような状況や法律・条例の仕組みについて、おやじの会会員やその他の保護者の理解は充分でない。そこで本事業を開催することで、広く子どもに関わる関係者が、子どもを取り巻くメディアと情報について、様々な立場の有識者等の話しを聞くことにより、正確な知識を得て、問題認識、解決策などを一人ひとりが考える機会とする。また、その成果は広く青少年健全育成活動に活かされるものと考える。

３　主催等　　主催：おやじ東京

共催：東京都

後援：東京都教育委員会、都内区市町村及び各教育委員会、(社)東京都小学校ＰＴＡ協議会、東京都中学校ＰＴＡ協議会、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会、東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会

４　日　時　　平成２２年８月２９日（日曜日）

午後１時３０分から午後４時３０分

５　会　場　　東京都庁 都議会議事堂１階　都民ホール

６　内　容　　（１）開会

（２）第一部（東京都からの現状説明）

①子どもを取り巻くメディアと情報について

②現在の都の仕組みと課題

（３）第二部（いろいろな立場の有識者等のお話と入場者とを交えたディスカッション、講師は候補）

ア　インターネット・携帯電話関係

講師：吉川誠司（(財）インターネット協会評議員）

講師：尾花紀子（ネット教育アナリスト）

イ　児童ポルノ関係

講師：(財）日本ユニセフ協会関係者

講師：(社）日本雑誌協会関係者

ウ　漫画関係

講師：赤枝恒雄（赤枝六本木診療所院長）

講師：(社）日本漫画家協会関係者

（４）閉会

７　参加者　　都内のおやじの会関係者、小中高校生の保護者、青少年健全育成関係者、社会教育関係者、自治会関係者、自治体職員、その他関心のある一般都民（約２００名）

８　参加費　　無料

（別紙２）

「考える会」：業務分担

実施時期	項目	業務	分担
開催前	広報	広報	乙、甲
	（印刷等）	パンフレット等	乙
	通信連絡	輸送等	乙
	会場	会場確保	甲
開催中	会場	会場運営	乙、甲
		（うち音響照明関係）	甲
		進行等	乙
	記録	写真撮影等	乙
開催後	会場	撤去、原状回復	乙
	報告	報告事務	乙

（別紙３）

子どもを取り巻くメディアと情報について考える会収支予算書

収　入	金　額	支　出	金　額
おやじ東京会計より	１５，０００	通信費	５，０００
		諸雑費	１０，０００
計	１５，０００		１５，０００

平成２２年７月３１日

東京都知事
石原　慎太郎　様

（申請者）　おやじ東京　会長　脇山　幸[redacted]

[redacted]

東京都共催名義申請書

下記の事業について、東京都の共催を申請いたしますので、お取り計らい方、よろしくお願いいたします。

記

1　事業名　「子ども ~~・青少年~~を取り巻くメディアと情報について考える会」

2　開催目的　インターネット・携帯電話で数多く流通する有害情報や子どもを性の対象とした漫画の氾濫などの、子ども・青少年を取り巻くメディアと情報について、おやじの会の会員のみならず広く子どもの保護者が、様々な立場の有識者等の話しを聞き、その現状について正確な知識を得て、問題認識、解決策などを一人ひとりが考える機会とし、その成果を広く青少年健全育成活動に活かしていくことを目的とする。

3　主催　おやじ東京

4　日時　平成２２年８月２９日（日曜日）
午後１時３０分から午後４時３０分

5　会場　東京都庁 都議会議事堂１階 都民ホール

6　内容　別紙実施要綱のとおり

7　参加者　都内のおやじの会関係者、小中高校生の保護者、青少年健全育成関係者、社会教育関係者、青少年対策地区委員、町会自治会関係者、その他関心のある一般都民　約280名

8　後援　東京都教育委員会、都内区市町村及び各教育委員会、(社)東京都小学校ＰＴＡ協議会、東京都中学校ＰＴＡ協議会、東京都公立高等学校ＰＴＡ連合会　東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会（以上申請中）

9　参加費　無料

10　添付書類
（１）実施要綱
（２）収支予算書
（３）役員名簿
（４）おやじ東京規約

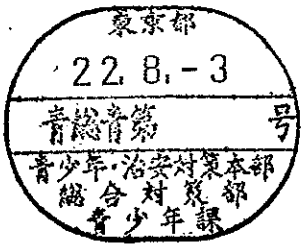

おやじ東京規約（平成22年4月25日改正）

（名称）

第１条　この団体は、「おやじ東京」という。

（目的）

第２条　おやじ東京は、子どもと地域に向かい合おうとする個人(以下「おやじ」という。なお、性別を問わない。)及びおやじが組織する東京都の各地域の団体(以下「おやじの会」という。)を支援することを目的とする。

（事業）

第３条　おやじ東京は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 子どもや地域のことについて、おやじが学ぶ機会と情報を提供する。
(2) 都内の「おやじの会」とホームページ等による情報交換を行い、相互の交流を支援する。
(3) 地域で活き活きと生きる「おやじの会」づくりを目指す。
(4) おやじ日本及び全国のおやじの会と協力し、社会に向けて「おやじ」として提言する。
(5) その他、第２条の目的を達成するために必要な事業

（会員とその義務）

第４条　おやじ東京の目的に賛同する者は、次の区分に沿って会員となり、運営委員又は実行委員として活動に参加することができる。会員は、おやじ東京の名誉を傷つけ、又はおやじ東京の名目において私的な利潤追求又は特定の政治的・宗教的な立場で行動してはならない。

(1) 個人会員　目的を達成するために主体的な取り組みを行う個人
(2) 団体会員　原則として地域のおやじの会
(3) 賛助会員　目的に賛同する企業及びその他の団体

（役員とその職務）

第５条　おやじ東京に次の役員を置き、総会において個人会員の中から選任する。役員の任期は１年とするが、再任を妨げない。

(1) 会長（１人）　おやじ東京を代表し、会務を総理する。
(2) 副会長（10人以内）　要綱に定める役割分担に沿って、おやじ東京の会務を執行する。会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
(3) 監査役（2 人）　他の役員の業務執行の状況及びおやじ東京の財産の状況を監査し、他の役員に意見を述べ、総会において報告する。
(4) 事務局長（１人）　おやじ東京の事務局を総括する。

（会議の種別と役割）

第６条　おやじ東京の会議は、総会、役員会、運営委員会、実行委員会とする。

2　総会（役員及び会員で構成）は、規約の制定及び変更、事業計画及び収支予算並びにその変更、事業報告及び収支決算、役員の選任又は解任その他、運営に関する重要事項を決定する。原則として毎年１回開催するが、会長が必要と認めたとき、又は役員会が必要と認め招集の請求をしたときは、臨時総会を開催することができる。

3　役員会は、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行及び運営上必要な事項に関する等を決定する。

4　運営委員会（役員及び運営委員で構成）は、要綱の制定及び変更及びおやじ東京が行う事業の執行に関する事項等を決定し、おやじ東京の業務を遂行する。なお、希望する会員はいつでも運営委員として参加することができる。

5　実行委員会（担当の役員、関係する運営委員及び実行委員で構成）は、おやじ東京が行う事業及び活動分野ごとに臨時的に設置され、当該実行委員会の役割とされた事項等を実施する。

（事務局の設置）
第７条　おやじ東京の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局の運営に必要な事項は要綱で定める。

（名誉会長、総監督、応援団長及び顧問）
第８条　おやじ東京に名誉会長、総監督、応援団長及び顧問を置くことができる。
2　名誉会長、総監督、応援団長及び顧問は、会長が委嘱することができる。
3　名誉会長、総監督、応援団長及び顧問は、おやじ東京の運営に関する重要な事項について、会長に助言する。

おやじ東京活動要綱

（目的）
第１条　本活動要綱は、おやじ東京規約（以下「規約」という）に基づいて、おやじ東京の活動を円滑に推進するため、おやじ東京運営委員会が制定し、運用する。

（役員等）
第２条　規約第５条に定める役員を次のとおりとする。
会長　　[脇山　幸之]
副会長　[■■■■] [■■■■] [■■■■] [■■■■] [■■■■] [■■■■] [■■■■] [■■■■]（50 音順）
監査役　[■■■■] [■■■■]
事務局長・会計　[■■■■]
2　規約第５条第２項に定める副会長の役割分担を次のとおりとする。
②　規約・組織担当（規約改正、組織管理）メディア担当 [■■■■]
②　広報担当（ＨＰ管理）[■■■■]
③　渉外担当（行政等との調整）[■■■■]
④　連携担当（他のおやじの会等との関係調整）[■■■■] [■■■■] [■■■■]
⑤　都内ネットワーク担当（会員・関係者との関係調整）[■■■■] [■■■■]
3　職務代行を行う副会長は、必要が生じた時に役員会の協議により選任する。

（会員資格の管理）
第３条　おやじの会の会員資格は、事務局へのメールアドレス登録によって管理する。各会員への情報提供は、メールマガジンの配信等によって行う。

（事務局）
第４条　おやじ東京の事務局を [■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■] に置く。

（名誉職）
第５条　規約第７条に定める応援団長として、東京都青少年・治安対策本部長倉田　潤を委嘱する。

附則
この要綱は、平成 22 年 4 月 25 日から施行する。

役員名簿

会長	脇山　幸之
副会長	[redacted]
副会長	[redacted]
副会長	[redacted]
副会長	[redacted]
副会長	[redacted]
副会長	[redacted]
副会長	[redacted]
監査役	[redacted]
監査役	[redacted]
事務局長	[redacted]
会計	[redacted]